

平成27年度 あさぎり町議会第3回会議会議録（第6号）						
招集年月日	平成27年7月9日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成27年7月9日 午前10時00分			議長	橋爪和彦
	散会	平成27年7月9日 午前11時14分			議長	橋爪和彦
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	加賀山 瑞津子	○	9	永井英治	○
	2	橋本 誠	○	10	皆越 てる子	○
	3	久保 尚人	○	11	小見田 和行	○
	4	小出 高明	○	12	奥田 公人	○
	5	森岡 勉	○	13	田原 健一	○
	6	徳永 正道	○	14	溝口 峰男	○
	7	豊永 喜一	○	15	久保田 久男	○
	8	山口 和幸	○	16	橋爪 和彦	○
議事録署名議員	8番 山口 和幸 9番 永井 英治					
出席した議会書記	事務局長 坂本 健一郎 事務局書記 林 敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲 一典	○	福祉課長	小見田 文男	○
	副町長	小松 英一	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第6号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第13号 あさぎり町保育所条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第 3 議案第14号 上第一保育所財産の無償譲渡について
 - 日程第 4 議案第15号 上第一保育所財産の無償貸付について
 - 日程第 5 議案第16号 上第二保育所財産の無償譲渡について
 - 日程第 6 議案第17号 上第二保育所財産の無償貸付について
 - 日程第 7 議案第18号 岡原保育所財産の無償譲渡について
 - 日程第 8 議案第19号 岡原保育所財産の無償貸付について
 - 日程第 9 議案第20号 須恵保育所財産の無償譲渡について
 - 日程第10 議案第21号 須恵保育所財産の無償貸付について
 - 日程第11 発議第 1号 「国民的合意のない安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書」について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 2 議案第13号 あさぎり町保育所条例を廃止する条例の制定について
 - 日程第 3 議案第14号 上第一保育所財産の無償譲渡について
 - 日程第 4 議案第15号 上第一保育所財産の無償貸付について
 - 日程第 5 議案第16号 上第二保育所財産の無償譲渡について
 - 日程第 6 議案第17号 上第二保育所財産の無償貸付について
 - 日程第 7 議案第18号 岡原保育所財産の無償譲渡について
 - 日程第 8 議案第19号 岡原保育所財産の無償貸付について
 - 日程第 9 議案第20号 須恵保育所財産の無償譲渡について
 - 日程第10 議案第21号 須恵保育所財産の無償貸付について
 - 日程第11 発議第 1号 「国民的合意のない安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書」について
-

午前10時00分 開会

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立。おはようございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、平成27年度あさぎり町議会第3回会議を開会します。これから本日の会議を開きます。

◎議長（橋爪 和彦君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。本会議の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、山口和幸議員、9番、永井英治議員を指名します。

日程第2 議案第13号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第二、議案第13号、あさぎり町保育所条例を廃止する条例の制定についてを

議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、自席より失礼いたします。議案第13号、あさぎり町保育所条例を廃止する条例の制定について、提案いたします。あさぎり町保育所条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町が設置する保育所を平成28年4月1日から民営化することに伴い、あさぎり町保育所条例を廃止する必要があるため、提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） はい。では、あさぎり町保育所条例を廃止する条例について、説明申し上げます。まず、この条例を提案するまでの経緯について説明申し上げたいと思っております。近年、少子高齢化が急速に進行する中で、核家族化、女性の就労機会の増加や景気低迷による共稼ぎ世帯の増大、就労形態の多様化などの社会状況を背景に、保育を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。また、保育に対する町民ニーズはますます多様化し、子育てと仕事の両立支援や、全ての子育て家庭への支援が強く求められております。また一方、合併特例制度の期限切れに伴う、地方交付税の段階的な減額に対処するため、平成23年度からスタートした第2次あさぎり町行財政改革プランでは、効率的な組織体制確立への取り組みとして、町立保育所のあり方及び運営について、統合や民間委託を含めた具体的な検討を進められるという計画がございます。このような厳しい財政状況の中にあって、よりよい保育所行政の運営を目指すため、平成24年9月、あさぎり町保育所運営検討委員会を設置しております。その中で統合や民営化を含め、今後の町立保育所のあり方及び運営について、慎重に協議検討がされまして、平成25年8月答申書が提出されました。主なものとしましては、保育所の維持それから民設民営化の推進、保育内容の継承維持が答申書として上げられております。このような経緯のもと、答申内容を尊重しつつ、子ども子育て新制度に向けたニーズ調査の結果を踏まえ、平成26年10月、あさぎり町保育所運営方針を策定したところでございます。策定しまして、それを議会の皆様、保護者の方々、町の方々、保育所職員へ説明を行ってまいりました。平成26年12月、町立保育所民営化移管先選定委員会設置条例を可決していただきまして、平成27年1月、第1回選定委員会を開催しております。第9回開催しまして、募集要項それから選定基準等を審議し、平成27年4月20日から5月29日まで申し込みの受け付けをしたところでございます。平成27年6月7日に申し込みの審査及び評価を実施し、27年6月17日に町立保育所民営化移管先候補者選定結果の報告がなされたところでございます。それを受けまして、町の方も平成27年6月29日に厚生常任委員の皆さんに町の民営化先、移管先の選定について報告を申し上げ、7月2日に議会全員協議会で、町の民営化移管先の選定について報告をしたところでございます。これらの経過を踏まえ、本日のあさぎり町保育所条例等を廃止する条例及び財産処分の議案を提案するものでございます。では、あさぎり町保育所条例を廃止する条例、1ページでございますけれども朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。あさぎり町保育所条例を廃止する条例、あさぎり町保育所条例は廃止する。附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第14号～日程第4 議案第15号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第3、議案第14号、上第一保育所財産の無償譲渡について及び日程第4、議案第15号、上第一保育所財産の無償貸付けについてを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） はい。議案第14号及び第15号について、一括して提案いたします。議案第14号、上第一保育所財産の無償譲渡について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町立上第一保育所を社会福祉法人早苗福祉会による認可保育所とすることに伴い、当該法人が安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため、あさぎり町が所有するあさぎり町立上第一保育所の建物及び物品を当該法人に無償で譲渡するものでございます。議案第15号、上第一保育所財産の無償貸付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で貸し付けすることについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町立上第一保育所を、社会福祉法人早苗福祉会による認可保育所とすることに伴い、当該法人が安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため、あさぎり町が所有するあさぎり町立上第一保育所の土地を当該法人に無償で貸し付けるものでございます。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） はい、まず1ページをお願いします。まず1、無償譲渡にする財産、（1）建物、所在、あさぎり町上南1,364番地、名称、構造、床面積、建築年次と説明申し上げます。まず園舎、木造平屋建、床面積、506.3平方メートル。建築年、昭和63年新築。それから機械室、木造平屋建、8.12平方メートル、建築年が平成5年新築でございます。床面積合計514.42平方メートルでございます。それから（2）物品、あさぎり町立上第一保育所備品台帳に記載する物品、2の無償譲渡する相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田西2,591番地、社会福祉法人早苗福祉会、理事長蟻田紹児。3、無償譲渡の目的、あさぎり町立上第一保育所を上記相手方による認可保育所とすることに伴い、あさぎり町立上第一保育所の建物及び物品を無償で譲渡することにより、上記相手方が認可保育所として安定かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするものである。それから4、無償譲渡の条件、無償で譲渡する建物及び物品は、譲渡を受けた日から上記相手方による認可保育所の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。5、無償譲渡する日、平成28年4月1日でございます。それから、議案第15号でございます。1ページをお願いします。無償貸付をする財産、土地、所在、あさぎり町上南字永里、地番、1,364番1。現況地目、宅地、面積、4,113.41平方メートル。それから2、無償貸付の相手方、熊本県球磨郡あさぎり町免田西2,591番地、社会福祉法人早苗福祉会、理事長、蟻田紹児。3、無償貸付の目的、あさぎり町立上第一保育所を上記相手方による認可保育所とすることに伴い、あさぎり町立上第一保育所の土地を無償で貸付けることにより、上記相手方が認可保育所として安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするものである。4、無償貸付の条件、無償で貸付ける土地は、上記相手方による認可保育所の運営に使用するものとし、他の目的に供してはならない。5、無償貸付の期間、平成28年4月1

日から平成38年3月31日までの10年間とする。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行ないます。質疑ありませんか。13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） 無償貸付けの5番目の期間、どのようなことを想定しておられるんでしょうか。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） はい、これは募集要項にもうたってありますけれども、10年間で一応期間を定めておりますが、その以前にまた、事業者の方とそれから町の方で協議して継続契約というような協議をしていきたいと考えております。

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第14号と議案第15号において、討論がなければ直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、討論がなければ直ちに採決を行うことに決定しました。議案第14号と議案第15号において、討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで、議案第14号と議案第15号についての討論を終わります。これから、議案ごとに採決を行ないます。まず、議案第14号、上第一保育所財産の無償譲についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に議案第15号、上第一保育所財産の無償貸付についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号～日程第6 議案第17号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第5、議案第16号、上第二保育所財産の無償譲渡について及び日程第6、議案第17号、上第二保育所財産の無償貸付についてを一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第16号及び第17号について、提案いたします。議案第16号、上第二保育所財産の無償譲渡について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町立上第二保育所を学校法人上村学園による認可保育所とすることに伴い、当該法人が安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため、あさぎり町が所有するあさぎり町立上第二保育所の建物及び物品を当該法人に無償で譲渡するものでございます。議案第17号、上第二保育所財産の無償貸付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で貸付けすることについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町立上第二保育所を学校法人上村学園による認可保育所とすることに伴い、当該法人が安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため、あさぎり町が所有するあさぎり町立上第二保育所の土地を当該法人に無償で貸付けるものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げ

げます。どうか審議の上、可決いただきますようによろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） はい。では、議案第16号について説明申し上げます。1ページをお願いします。1、無償譲渡する財産、（1）建物、所在、あさぎり町上北2,215番地、名称、構造、床面積、建築年と説明してまいります。園舎、木造平屋建、床面積699.91平方メートル、平成元年新築でございます。それから機械室、木造平屋建、10.83平方メートル、同じく平成元年新築、床面積合計710.74平方メートル。（2）物品、あさぎり町上北第二保育所備品台帳に記載する物品。2、無償譲渡する相手方、熊本県球磨郡あさぎり町上北1,292番地、学校法人上村学園、理事長犬童賢二。3から4、5におきましては、前の議案で説明申し上げて同じでございますので、省略させていただきます。次に、議案第17号、上第二保育所財産の無償貸付について説明申し上げます。1ページをお願いします。1、無償貸付をする財産、所在、あさぎり町上北字小坂、地番、2,215番1、現況地目、宅地、面積6,034平方メートル、2,215番3、雑種地、2,514平方メートル、2,215番22、宅地、417.94平方メートル、面積合計8,965.94平方メートル、2、無償貸付の相手方、熊本県球磨郡あさぎり町上北1,292番地、学校法人上村学園、理事長犬童賢二。先ほどと同じく、3の無償貸付の目的、それから4の無償貸付の条件、5の無償貸付の期間においては、前の議案と同じでございますので、省略させていただきたいと思っております。以上で説明終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行いません。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第16号と議案第17号において、討論がなければ直ちに採決を行いたいと思っております。御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、討論がなければ直ちに採決を行うことに決定しました。議案第16号と議案第17号において討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで議案第16号と議案第17号についての討論を終わります。これから議案ごとに採決を行います。まず議案第16号、上第二保育所財産の無償譲渡についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、議案第17号、上第二保育所財産の無償貸付についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号～日程第8 議案第19号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第7、議案第18号、岡原保育所財産の無償譲渡について及び日程第8、議案第19号、岡原保育所財産の無償貸付についてを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第18号及び第19号について、提案いたします。議案第18号、岡原保育所財産の無償譲渡について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由を申し上

げます。あさぎり町立岡原保育所を社会福祉法人専立寺福祉会による認可保育所とすることに伴い、当該法人が安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため、あさぎり町が所有するあさぎり町立岡原保育所の建物及び物品を当該法人に無償で譲渡するものでございます。議案第19号、岡原保育所財産の無償貸付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で貸し付けすることについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町立岡原保育所を社会福祉法人専立寺福祉会による認可保育所とすることに伴い、当該法人が安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため、あさぎり町が所有するあさぎり町立岡原保育所の土地を当該法人に無償で貸し付けるものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） はい。では、議案第18号について説明申し上げます。1ページをお願いします。1 無償譲渡する財産、（1）建物、所在、あさぎり町岡原北76番地。名称、構造、床面積、建築年と説明申し上げます。園舎、木造平屋建、738.22平方メートル、平成4年新築、平成11年増築となっております。それから倉庫・便所、木造平屋建、19.81平方メートル、平成4年新築、平成11年増築、それから倉庫、木造平屋建、9.83平方メートル、平成5年新築となっております。床面積合計767.86平方メートル、（2）物品、あさぎり町立岡原保育所備品台帳に記載する物品。2、無償譲渡する相手方、熊本県球磨郡あさぎり町岡原南868番地、社会福祉法人専立寺福祉会、理事長季平聖也。3の無償譲渡の目的、4の無償譲渡の条件、5の無償譲渡の日においては、先ほど説明申し上げた部分でございますので省略させていただきます。次に議案第19号、岡原保育所財産の無償貸付について、説明申し上げます。1ページをお願いします。1、無償貸付する財産、土地、所在、あさぎり町岡原北字宮野76番、宅地、7,030平方メートル。2、無償貸付けの相手方、熊本県球磨郡あさぎり町岡原南868番地、社会福祉法人専立寺福祉会、理事長季平聖也。3の無償貸付の目的、無償貸付の条件、5の無償貸付の期間については、同文でございますので省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） お諮りします。議案第18号と議案第19号において、討論がなければ直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって討論がなければ直ちに採決を行うことに決定しました。議案第18号と議案第19号において討論ありませんか。（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで議案第18号と議案第19号についての討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案ごとに採決を行います。まず、議案第18号、岡原保育所財産の無償譲渡についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、議案第19号、岡原保育所財産の無償貸付についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(橋爪 和彦君) 起立多数です。したがって議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号～日程第10 議案第21号

◎議長(橋爪 和彦君) 日程第9、議案第20号、須恵保育所財産の無償譲渡について及び日程第10、議案第21号、須恵保育所財産の無償貸付についてを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) はい。議案第20号及び第21号について、提案いたします。議案第20号、須恵保育所財産の無償譲渡について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町立須恵保育所を社会福祉法人なつめ福祉会による認可保育所とすることに伴い、当該法人が安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため、あさぎり町が所有するあさぎり町立須恵保育所の建物及び物品を当該法人に無償で譲渡するものでございます。議案第21号、須恵保育所財産の無償貸付について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、別紙のとおり財産を無償で貸付けることについて、議会の議決を求めるものでございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町立須恵保育所を社会福祉法人なつめ福祉会による認可保育所とすることに伴い、当該法人が安定的かつ良質な保育の実施を図ることができるようにするため、あさぎり町が所有するあさぎり町立須恵保育所の土地を当該法人に無償で貸し付けるものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 福祉課長。

●福祉課長(小見田 文男君) はい。議案第20号、須恵保育所財産の無償譲渡について、説明申し上げます。1ページをお願いします。1、無償譲渡する財産、(1)建物、所在、あさぎり町須恵1,200番地3。名称、構造、床面積、建築年と説明申し上げます。園舎、木造平屋建、771.51平方メートル、平成3年新築。機械室、木造平屋建、9.93平方メートル、同じく平成3年新築でございます。それから倉庫・便所、木造平屋建、29.81平方メートル、これも同じく平成3年新築でございます。床面積合計811.25平方メートルでございます。(2)物品、あさぎり町立須恵保育所備品台帳に記載する物品でございます。それから2、無償譲渡する相手方、熊本県球磨郡相良村川辺5,390番地、社会福祉法人なつめ福祉会、理事長緒方眞喜代。3の無償譲渡の目的、4の無償譲渡の条件、5の無償譲渡する日は同じ内容でございますので省略させていただきます。議案第21号、須恵保育所財産の無償貸付について説明申し上げます。1ページをお願いします。1、無償貸付をする財産、土地、所在、あさぎり町須恵字丸尾、番地、1,200番3、宅地、6,185.96平方メートル。2、無償貸付の相手方、熊本県球磨郡相良村川辺5,390番地、社会福祉法人なつめ福祉会、理事長緒方眞喜代。3の無償貸付の目的、4の無償貸付の条件、5の無償貸付の期間については同じ内容でございますので省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長(橋爪 和彦君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、森岡議員。

○議員(5番 森岡 勉君) この案件につきましては、さきの全協と、本日の本会議でそれぞれ説明を受けましたけれども、選定委員会の報告を受けられて、この案件につきましては町外の方でございますけれども、まずもって町長は、この町外を選定委員会から報告を受けた時にどのような感じを受けておられましたか。

◎議長(橋爪 和彦君) 町長。

●町長(愛甲 一典君) はい、町外と、それから町内両方の申し込みがあつて、その結果、町外の保育所運営されているところが答申で上がってきたということについては、町外もそういうふうに評価されたのかと、

そういうふうに思いました。

◎議長（橋爪 和彦君） 5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） 選定委員会の報告によりますと、書類審査と評価ということになっておりますけれども、このことにつきましては、プレゼンテーションということは考えておられませんでしたか。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） はい、平成27年の1月に、この移管先の選定委員会を、第一回目を開催しました。その中で募集要項、それから選定基準とか審査方法とか、色々協議してまいりました。その中で色々な手法がございますけれども、まずは色々な審査項目がございます、そこを審査して、それでもどうかという時にはプレゼンをしたいということもございましたけれども、最終的には選考委員会の中では、書面の提案書をもって審査し、最高得点を持って報告するというところで協議がなされましたので、実際プレゼンをした実績はございません。以上でございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） その件につきましては、各委員は了解された訳ですか。

◎議長（橋爪 和彦君） 福祉課長。

●福祉課長（小見田 文男君） それは選定委員会の中で皆さんの意向をお聞きしまして、それでいくということでした承されたと認識しております。

◎議長（橋爪 和彦君） 4回目です。5番、森岡議員。

○議員（5番 森岡 勉君） 地域力、町長もよくおっしゃいますけれども、そういったことを活かすことであれば、地元のそういった申請の園を採用してほしいという私の考えであります。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 選定委員会の設置条例にもありますが、第2条において審議をして町長に報告する項目の中に、移管先候補の選定基準の選定に関するということで、これを審議し、町長に報告があったものとみなしておりますが、この時に町外の移管先についての審議もなされたと思うんですけど、それを受けた報告をどのように町長は御理解なさっておられますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） 先ほども森岡議員の方から同意の質問があったと思いますが、この検討委員会の中に、町外を入れて検討するという方向が示されておりまして、結果的には町外の保育所が評価をされて出てきたということについては、さきほども申し上げましたように、町外でそれだけの評価する保育所があったということだなということで受けとめたところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） お聞きしたいのは、選定基準の策定ですよね。第一項目に移管先候補者の選定基準の策定に関することとありまして、このことについて多分選定委員会で審議をなされて、町長に報告があったものと思っております。その選定基準に関することに対して、どのような報告がなされ、それをどのように理解されたかについて今質問したところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 町長。

●町長（愛甲 一典君） はい、分かりました。今のご質問ですね、町外を選定委員会から入れて審査・検討するということについて、どういうふうにとめていたかということですよ。このことにつきましては私も報告を受けまして、当時の状況としては、どの位の申し込みがあるかどうか、非常にわからない時点であります。ですから検討委員会で、町外からも募集することについて答申を受けた時に、これは一つの選

扱として窓口を広げて、より色々な保育所運営をやっているところの応募を受けることについて、これも窓口を広げてやる方が選択肢は広がっているのではないかとそういうふう思ったところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第20号と議案第21号において、討論がなければ直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 異議がありますので、議案別に討論を行ってから、採決いたします。まず、議案第20号の討論を行います。議案第20号について、討論ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい、それでは反対の立場で討論をさせていただきます。今回、無償譲渡をする相手方の選定をされておりますけれども、この相手方によりましては、広くあさぎり町民の理解を得るということは大変難しいと。その一つとして、地域性の考慮がされていないというふうに思いますので、私は今回無償譲渡する今回の議案20号については反対いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） はい。私は賛成の立場から意見を述べさせていただきますが、議員は誰でもできれば町内の人に引き受けていただきたいという思いは一緒であると思います。ただ、この移管されるについては、先ほどから話がありますように、選定委員会が審議を重ねられて、その結果を町長に報告されて、町長は議会に今回その承認を求められたという一連のこの進め方については何ら問題なく、私は委員会の判断を尊重することは当然のことだと思います。それと議会に対しても、先ほど課長の方からこれまでの経緯について説明をされました。昨年12月には議員懇談会において、選定委員会設置条例の説明をされて、そしてその条例は12月の議会において可決されたわけでありまして。町立保育所の民営化に当たり、移管先候補者を公平かつ公正に選定するための民営化移管先選定委員会は、議会においても全会一致で可決された条例であります。それに基づいて適切に選定されたものと私は確信をしております。町としても安定的かつ良質な保育の実施を図るために、適切な法人であろうという判断のもとに、今回提案されたものだと考えておりますし、その結果について議会は、責任を持って認めるべきだというふうに私は思います。以上です。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、第20号について反対討論、賛成討論ありました。ほかに討論ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） はい、私は賛成の方で討論いたします。しかし、条件付きでという思いがございます。今回の管内たくさん保育所がございますが、それぞれの保育所の園長先生たちとお話をした時に、町内の保育施設に対する思いを、持っていらっしゃる園長先生たちがたくさんいらっしゃいました。その中で町外の施設になったわけですが、それに関しても二つあると思っております。町内で当然まとめていくことも大事ですが、よそからの風を入れるという意味では相良から来ていただくことが活性化に繋がるのではないかとこの思いはございます。ただ、須恵にはたった一つしか保育所がございませんでしたので、町民の方は不安というのが大きいだろうという思いはいなめませんので、色々な流れの中で決められたということを、そしてそこがどういう素晴らしいところであるという思いをきちんと地元の方の理解をいただきながら、進めていっていただきたいと思っております。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、賛成討論がありました。反対討論ありませんか。討論なしと認めます。次に、議案第21号について討論ありませんか。はい、8番、山口議員。

○議員（8番 山口 和幸君） はい、先ほどの20号と同様でありますけれども、私は今回の移管先の選定については理解しがたい。先ほど申し上げましたとおり、この形で町民の方々の理解が得られるというような

ことは私はないと信じておりますので、今回の議案21号については反対いたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 議案第21号について反対討論がありました。賛成討論ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） 違う角度からですが、現に近隣の町で、ようするに民営化したところがありますよね。その時も町外の方が入って現在立派に運営をされています。それで私は住民もいずれ、すぐ理解していただけるのではないかというふうに理解をしておるところでございます。

◎議長（橋爪 和彦君） 反対討論並びに賛成討論ありました。ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論ないですね。議案第21号についての討論を終わります。

◎議長（橋爪 和彦君） これから議案ごとに採決を行います。

◎議長（橋爪 和彦君） まず、議案第20号、須恵保育所財産の無償譲渡についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 次に、議案第21号、須恵保育所財産の無償貸付についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第11 発議第1号

◎議長（橋爪 和彦君） 日程第11、発議第1号「国民的合意のない安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書」についてを議題とします。本案について提出者の趣旨説明を求めます。3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 発議第1号、「国民的合意のない安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書」について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第10条第1項及び第2項の規定により提出します。裏面をお願いします。それでは意見書を読み上げます。「国民的合意のない安全保障法制の見直しを行わないよう求める意見書」安倍政権は昨年7月1日の集団的自衛権行使容認の閣議決定を具体化する新しい安全保障法制整備を進めている。先の憲法審議会での参考人質疑でも自民推薦を含む憲法学者3人全員が「法案は違法」との表明をしている中、「国際平和支援法案」を始め、合計10本の改正一括法案を今国会で成立させることについては、国民に理解を得られるだけの議論が尽くされていないと考える。立憲主義の日本において、憲法に定められた国のありようを変えようとするのであれば、正規の憲法改正の手続を経て、国民に信を問うべきことは自明である。よって、国及び政府においては、国民的合意のないままに、安全保障法制の見直しを行わないよう強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成27年7月9日、熊本県球磨郡あさぎり町議会。以上です。慎重審議いただいて可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

◎議長（橋爪 和彦君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。提案者に対する質疑でございます。質疑ありませんか。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） はい、よく戦争抑止力という言葉が使われますが、抑止力は久保議員は、何が抑止力になっていると思いますか。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） はい、抑止力ということですが、これは私は国の立ち位置と言います

か、国が平和を願っているという気持ち、そういうものが今のところ日本の抑止力になっているのだろうと思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） では、今の中国は、南沙諸島を埋め立てて、3千メートル級の滑走路を作っています。今まで平和平和というような気持ちでやってきて、それに越したことはないんですよ。今のままで、できれば永久中立国で軍備も何も持たずに、みんな平和に暮らしたらそれが一番よかと。しかし世の中はそうじゃない。世界はそういうもんじゃない。軍事力で抑止力が成り立ってととですもんね、実際。それはもう見てお分かりの通りで、現状従って尖閣諸島、これはもう喫緊の問題なんですよ。それでようするにこの状況が逼迫している中で、憲法改正するために相当な期間がかかるとですね。それであなたは正規のとおり憲法を改正したら、こういう集団的自衛権も認められると、こう書いてありますね。正規の憲法改正手続を経て、国民の信を問うべきことは自明ということは、こういう集団的自衛権なんかを含めた、そういうところを憲法改正すればいいということですね。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） はい、我々は、まずこの立憲主義というのが日本にあります。これは守るべきことであって、この正規のやり方を通して変えていくのであれば、そこは国民が軍事力を大きくせないかん、軍隊を持たないかんということになるのであれば、それは当然、これを受け入れるべきだと思います。それと集団的自衛権のこともありましたので、この中国の分というのは十分に個別的自衛権という部分で対応できる懸案だと思うんですよ。この集団的自衛権というのが発生してきますと、自分らが直接関係のない戦争にまで赴かないかん、そこには我々自衛隊を持っていますけれども、その時に、自衛隊の今の身分というのは非常に不安定、議員は自衛隊のご出身であるのでよく御理解されてると思うんですが、通常戦争に軍隊がいく場合、ほかの国がこれは国際法で裁かれます。例えば外で戦争をして人を殺しても、それは国際法で殺すこと自体、または自分が殺されたりすることもありますけれども、そういうこと自体は殺人とは見られない。ところが今の状況の自衛隊というのは、外で後方支援であっても、行って人を殺したりした場合、これは国内法が適用されますので、これ殺人なんですよ。そういうふうな整合性の取れない部分というのは非常に大きいと思います。この辺の危なかしいところをそのまま置いて、この法案を進めて見直しを進めていくというのは、非常に問題があると私は思っているので提案させていただいたと。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） はい、今も全国各地において、参考人から色んな意見を聞いて、国民に理解を求めようという努力をされております。それで、そういう段取りでいうですかね、それでは、ようするに国民の合意ができないというふうに、久保議員はお考えで今回このような意見書を策定されたんだと思うんですが、日本はアメリカと同盟を結んでますよね。日米安保条約、アメリカの国力が落ちてきているというのはご覧の通りですが、これを強化維持していくためにも、日本のためにはアメリカさん助けてくれよと、アメリカがあれする時には日本は知らん顔して、こういう同盟の条約というのは通用しないわけですよ。これは、極言すれば安保条約の強化にすぎないわけですね、この集団的自衛権というのは。そういうところを少しは理解をしてもらわなきゃいけませんか。それで今は、この安保法制を解釈で、その集団的自衛権自衛ができるような、そういう枠組みをつくらうとしているわけです。最大限の努力をしているわけです。それは誰でも憲法を、完全に改正をしてやることは全員わかっているわけです。それができない逼迫した状態にあるちゅうことも理解をしてもらわないと、国も守るのは憲法学者でも何でもありませんね、そういう国の生命財産、あるいは豊かなそういう生活を守っていくのは政治家なんですよ。政治家がしっかり考えてやっていく、それに我々は国会議員にゆだねるべきだというふうに思っております。以上。

◎議長（橋爪 和彦君） はい、3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） 田原議員の考え方も理解しますが、私たち議会人というのは、まず憲法があり、そして法律がある。それを遵守することで我々はこの活動を行っている。このことは非常に大事なことで私はいつも思ってますので、特に最近様々なところで今の国の進め方ですか、これが非常に民意を反映していないという部分は言われてますので、ここは是非みんな一度声を上げて、もっと議論を政府がやっ
ていくうえでも、国民のことを考えた議論をしていただかないと、非常に政府のみの思いだけで進んでい
てるという気持ちがありますので、ここは意見書を出していきたいと思っておりますので、是非ご賛同下さい。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 見直しを行わないって言う文言に対して、私としまして慎重審議って
いう文言に変えることができないのかなって思います。先ほどの全協の時に、参考資料をいただきました。
朝日新聞の方にも慎重派って言うのが非常に多いと、慎重審議をして下さいという文言のところが多いとい
うことでございましたが、私も新聞でいうのが、非常にメディアに操作されてるものだなって言うのを感じ
ることがあります。実際に朝日、毎日反対、日経、産経、読売は賛成という形で、同じ内容についても記
事について非常に違う書き方をしているって言うのもありますので、先ほど田原議員そして久保議員が、今
回私たち地方議員もきちんと勉強するって意味では、非常に大事な内容ですので、声を上げるという意味で
は、私も非常に今回はいい機会だなって思っておりますが、できましたら見直しを行わないというよりも、
みんなで考えるって言う意味で、慎重審議を求めるという文言であれば、私も賛同し易いなって思うん
ですが、いかがですかね。

◎議長（橋爪 和彦君） 3番、久保議員。

○議員（3番 久保 尚人君） ありがとうございます。ちょっと全協の方でありましたように、残念ながら
時間の方とか、今からやるだけのものがないんですが、とりあえず加賀山議員のおっしゃる気持ちは、こ
こで十分同じ気持ちだとは思ってますよ。これをまた新たにと言いますと議会の開催の面でも難しい面があ
りますので、今回はこれで行かせていただくことになると思います。

◎議長（橋爪 和彦君） 1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） 慎重審議を求めるって言う文言であれば、私も賛成。見直しを行わ
ないって言う文言であればいかがかなと思いますので、できれば全議員としての同じ方向性って言う、歩み寄
りの文言というのも必要ではないかなと思まして、提案でした。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ありませんか。暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時06分

◎議長（橋爪 和彦君） 休憩をとり、会議を再開いたします。返事はいいですね、今のは、ほかに質疑ご
ざいせんか。

◎議長（橋爪 和彦君） 11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 質疑ではございません。賛成として。

◎議長（橋爪 和彦君） 討論は後でとりますよ。今質疑です。

◎議長（橋爪 和彦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ

りませんか。11番、小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） この趣旨に対しまして、賛成議員の署名をさせてもらっているところから、一言考え方を述べさせていただきたいと思えます。先ほど田原議員、久保議員と議論されておりましたけど、憲法が主権はどこにあるのか。それはもう明らかに国民在民にあるということは全文にうたっていることをごさいます、我々が今の地方の問題等で、非常に危機感をあおっている政府与党、またそれに反論する学者等の中にあつて、果たして民意はどこにあるのかということを考える時に、こういう危険性を考えた上に、この意見書を出すものと思えますけど、憲法はその時の権力者がある程度制限をかけるものと理解しております。それに対しまして、普通国民が危機感をもった時には、何らかの意見を添えてその意見を国に述べることは、決して間違った方向でないということを確認して、今回賛成議員の署名をさせてもらっているわけですけど、自衛隊の中にも色々御意見ございまして、このことにつきまして、非常に危機感を持っている自衛官があることを、マスコミで取材しているところを目にしたことがありますけど、果たしてこのまま突っ走っていいのか、もうちょっと慎重に議論をなされて、この関連法案につきましても、慎重な国民の議論をもう少し深めるためにも、こういう意見書を中央に送付すべきと思ひまして賛成いたしました。

◎議長（橋爪 和彦君） 賛成討論がございました。反対討論ありませんか。13番、田原議員。

○議員（13番 田原 健一君） 先ほど述べましたが、本来ならば憲法改正をして、きちっとやるべきだということは念頭に置いております。ただし日本国を取り巻く状況、逼迫した状況を考える時に、憲法を最大限に解釈を広げた、その判断が今回国が進めている案法法制の見直しだというふうに理解をしております、国としてもそれぞれ国民に理解を求めよう努力をしております。したがって、このような意見書の提出については、私は反対をいたします。以上。

◎議長（橋爪 和彦君） 賛成、反対それぞれに討論ございました。ほかに討論ございませんか。反対討論ありませんか。賛成討論ありませんか。14番、溝口議員。

○議員（14番 溝口 峰男君） 今それぞれの方々が意見等あるいは討論の中で、意見を述べられておりますが、私は今回の問題については非常に日本の国を左右するというか、そういった重要な問題であるというふうに私は受けとめております。ですから、そうである故に国民に政府は情報をしっかりと公開しながら政府の考えを解り易く説明する。そして国会においても十分な審議を尽くして、国民的な議論をつくしてほしいというような思いは、私は非常に強く持っております。今回の内容の中にも見ますと、国民的合意のないままにというのがここに文言が出てきました。ないままに安全保障の法制の見直しを行わないよう強く求める。今慎重審議をというお話が出ておりますが、国民的合意のないままにというのが、私は慎重審議をなささいという意味だというふうに、私はとらえておる。ですから、ここで一つ受けとめ方からすれば、国民的な合意が得られるように時間をかけて、慎重な上に審議を重ねて、その上において法整備をして下さいということではないかな、ただ慎重審議という文言は入ってませんけれども、国民的合意のないままにというのが、慎重審議を有する言葉ではないかというふうに考えて私はおりますので、今回の案件については賛成したいと考えております。

◎議長（橋爪 和彦君） 賛成討論がありました。反対討論ありませんか。1番、加賀山議員。

○議員（1番 加賀山 瑞津子さん） それであるならば、きちんとした意見書のところに、慎重審議という言葉を入れた方が私は分り易いと思ひます。今回国民一人一人でおっしゃってますが、一番これを身近に感じておるのが、私達母親です。子ども達を戦場に出したくないと。戦争保安ということで、正しくない言葉が一人歩きして、実際に署名がまわってきておりますが、じゃそれを誰が言ってるの、ということを出した人を見たら共産党の方から出たということが、共産党がいいとか悪いとかいうんじゃないところ、自分が今目指しているところと違うところから出たりしてる文書とかも全国的に実際まわっておりま

す。じゃ本当に子ども達のことを考えた時に、母親が法案について知らない人が多いよね、じゃ私たちは勉強しなきゃということで、若いお母さん方そして子ども達を持つ私達世代も学んできておりますが、色々考えて審議してほしいという思いをもちますので、私は今回慎重審議って言葉がきちんと出た文書で出しているただかなければ、ちょっとわかりづらいと思いますので。

◎議長（橋爪 和彦君） 反対討論、賛成討論それぞれございましたが、ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（橋爪 和彦君） 起立少数です。したがって、発議第1号は否決されました。

◎議長（橋爪 和彦君） 本日、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（橋爪 和彦君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成27年度あさぎり町議会第3回会議を閉会します。

●議会事務局長（坂本 健一郎君） 起立願います。お疲れ様でした。

午前11時14分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 橋爪 和彦

署名議員 山口 和幸

署名議員 永井 英治